

公立大学法人愛媛県立医療技術大学中期計画

第1 中期計画の期間

平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 目指すべき教育の方向

- ① 高い倫理観を有する人格の形成や社会人としての教養の基礎となる教養教育を充実させる。
- ② 保健医療専門職としての基礎となる知識の充実を図る。
- ③ 時代のニーズに対応し、専門的知識・技術のさらなる発展・探究を目指した教育を充実させる。
- ④ 看護職・臨床検査技師職、それぞれに必要な基礎的技術を身に付けるための技術教育の強化を図る。
- ⑤ 教育理念・教育目標を学生及び教職員に十分浸透させる。
- ⑥ 学部教育をさらに深化・発展させ、高い専門能力の獲得を目指した大学院の設置について検討する。
- ⑦ 看護学科における助産師養成教育については、実践力および専門性の強化を図るため、現在の4年間の学部教育の中での養成を廃止し、新たに助産学専攻科の開設を目指す。【平成24年度開設を目標】
- ⑧ 看護師及び保健師養成教育についても、文部科学省による「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」第一次報告（平成21年8月）に基づき、本学における教育の在り方について平成22年度中に方針を決定する。

(2) 教育課程（カリキュラム）の充実・強化

- ① 平成21年度から適用している現行カリキュラムを効果的に運用し評価する。
- ② 保健師国家試験受験資格に必要な修業年限が1年以上に延長されることに伴い、看護師保健師助産師養成所指定規則の改正を視野に入れ、次期カリキュラム改正を行う。
- ③ カリキュラム評価を行う組織体制を再構築する。

【数値目標】○国家試験 看護師・保健師・助産師・臨床検査技師の合格率	100%
○カリキュラム評価において「満足」と評価する学生の割合	8割以上

(3) 教育方法の改善

(ア) 授業方法の改善・工夫

- ① より医療現場に近い状況で実践的な学習ができるよう、教材や授業方法、演習・実習方法を工夫する。
- ② チーム医療の基盤となる職種間の相互理解と知識の共有を推進するため、可能な限り看護学科と臨床検査学科の合同開講とする。
- ③ 学習効率を高めるため、また、体験を通して人と関わる力を育成するため、4年間を通じて少人数教育の機会を増やす。
- ④ 予習や復習等、自主的な学習の促進を図ることができるような教材開発に取り組む。
- ⑤ 教育内容の過不足や重複を避け、系統的・効率的に授業進行が進行できるよう、学科を超えた関連科目間の連携の仕組みを構築する。
- ⑥ 臨地実習施設との密接な連携を継続し、指導体制、学習環境のさらなる改善、充実を図る。
- ⑦ シラバスは、カリキュラムの全体構造や科目間の関連を分かりやすく示すなど、学生にとって活用度の高いものとなるよう内容の充実を図る。

(イ) 教員の教育能力の向上

- ① 全教員を対象として学習指導法等についてのFD研修を定期的に行う。
- ② 教員・学生によるワークショップ等の参加型の研修を支援し、教員・学生双方の意見を教育内容の改善に反映させる。
- ③ 大学教育の経験の浅い教員に対して、大学の教育制度等に対する理解を支援する研修を行う。
- ④ 教員間の授業公開や相互評価および学生による授業評価活動を推進し、授業の質的向上に役立てる。
- ⑤ アンケート調査等で教員個々のFD活動に対するニーズを把握し、組織的な取り組みに反映させる。

(4) 教育成績評価システムの確立

- ① より公正で客観的な成績評価方法について検討する。
- ② 実践能力に関する教育効果を測定するため、客観的臨床能力試験 (Objective Structured Clinical Examination) 等の導入の是非について検討する。
- ③ 成績評価基準の周知、徹底を図るため、評価基準をシラバスに明示する。
- ④ 成績評価結果に対する学生の疑義に対応するシステムを明確にする。
- ⑤ 学生の学習意欲を高めるため、優秀な学生に対する表彰制度や授業料の減免制度について検討する。

(5) 教育・学習環境の整備・充実

- ① 専門図書の充実を図り、利用者の要望に応える。
- ② 利用者の利便性を考慮し、図書館の利用時間延長、休日開館について検討する。
- ③ 学術情報検索・電子ジャーナル及び文献請求システムの積極的な活用を推進する。
- ④ 学習環境を良好に維持・確保していくため、講義室や演習室等の計画的な整備を検討する。

(6) 学生の受け入れ

- ① 教育目標や社会の動向、経営面を考慮しつつ、入学定員数について検討する。
- ② 本学のアドミッションポリシーとしている「本学の教育理念・教育目標に共感し、その達成に向けて主体的に努力できる者」のイメージについて、学部としての共通性と学科毎の独自性を検討の上、具体化する。
- ③ 推薦入試および一般入試前期日程の出願倍率の維持とそのため選抜方法について、それぞれの入試制度ごとに目的に照らした選抜方法の再検討を行う。
- ④ 受験動向を踏まえた入試制度の見直しや、多様な学生の確保のための選抜方法について検討する。
- ⑤ 受験生確保につなげるため、大学における様々な教育研究活動や入試情報について、ホームページやオープンキャンパスを通じて積極的に情報発信し、広報活動に努める。
- ⑥ 県内の高等学校・中等教育学校との連携を強化し、高等学校等への個別訪問、進学相談会、出張講義等により、本学の求める学生像と教育内容の浸透に努める。

【数値目標】	○一般選抜試験前期日程出願倍率	3倍以上を維持する
	○オープンキャンパスの参加者数	毎年200名を確保する

2 学生支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 学習支援

- ① 入学時のガイダンス及び毎年次の学科・学年別ガイダンスにおける履修指導を充実させる。
- ② クラス顧問の役割を強化し、きめの細かい履修指導を行う。
- ③ 全教員がオフィスアワーを徹底し、学生からの個別な学習相談に応じられる体制をとる。
- ④ 学生の自己学習を充実させるための助言体制・環境整備を図る。

(2) 生活支援

- ① 学生生活に関する相談窓口として学生相談室の機能を拡充する。
- ② 保健管理を担う職員の配置を検討し、学生の心身の健康管理体制を整備する。
- ③ 交通安全対策や犯罪被害・ハラスメントの防止対策など、学生生活の安全面の支援体制を強化する。
- ④ 新たな奨学金の開拓に努めるとともに、経済支援体制を強化する。
- ⑤ サークル活動、自治会活動、課外活動、ボランティア活動等、自主的な活動を支援する。

(3) 就職・進学支援

- ① 病院からの求人情報に加えて、卒業生から就職・進学活動の体験談や就職後の近況等を積極的に収集し、学生の目線にあった就職・進学情報コーナーの充実を図る。
- ② 現行の集合教育による就職ガイダンスセミナーの内容を充実させるとともに、就職・進学に関して、きめ細かな個別指導・助言を行う体制を強化する。
- ③ 県内の医療機関への就職を促進するため、各施設におけるインターンシップや病院見学会への参加を積極的に推奨する。
- ④ 学生の円滑な就職・進学活動を支援するため、早期から、就職・進学情報や合同就職説明会、卒業生との交流等の情報を提供する

【数値目標】○就職決定率（就職者数／就職希望者数） 100%
○県内就職率（県内就職者数／就職者数） 50%を確保する

3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 研究水準の向上

- ① 看護学、臨床検査学の基礎的研究を推進する。
- ② 国際的な動向を視野に入れた研究を推進するとともに、国際学会に参加し研究成果の発表等を通して学術的交流を図る。
- ③ 各学科・各講座を基盤とする研究組織及び教員個々の研究活動状況、研究の水準を定期的に自己評価するとともに、組織的に評価し、その結果を各教員へフィードバックするシステムを構築する。
- ④ 質の高い研究成果の産出に向け、研究活動、研究の水準向上に資するFD活動を企画・運営するとともに、学外で開催される研修会も活用したFD活動を推進する。
- ⑤ 研究の多様化、研究水準の向上に向け、大学院の設置を検討する。

(2) 研究活動の活性化

- ① 看護学、臨床検査学などの学問領域を越えた学際的研究を推進する。
- ② 教員自身が研究能力を自己評価するとともに、他者評価を受ける機会を確保する。
- ③ 研究活動の活性化に向けた学内研究費の配分・外部資金の獲得方法を検討する。
- ④ 教員の研究能力の維持・向上に資する活動の支援に向け、国内外の研修会への参加機会の確保、人材の活用などに取り組む。
- ⑤ 研究活動を支える研究用スペースの確保、研究機器の整備などについて検討する。
- ⑥ 科学研究費をはじめとする外部資金の獲得に向けたFD研修会を実施する。
- ⑦ 保健医療福祉の向上に資する研究の推進に向け、地域との共同研究を通して情報交換の促進及び人材交流の活性化を図る。
- ⑧ 県内各地域や他大学との共同研究を推進するための研究サテライトの必要性を検討する。

【数値目標】 ○文部科学省・日本学術振興会の科学研究費補助金等について

教員の申請率 80%以上

採択件数 新規・継続合せて6年間で40件

毎年度新規採択 3～5件

(3) 社会への研究成果の還元

- ① 社会において活用・還元できる研究成果の産出を目指す。
- ② 産学共同研究など、企業・産業と連携した研究活動に取り組む。
- ③ 地域の健康に関わる課題の解決に向け、保健医療専門職の諸集団や地方公共団体などとの共同研究プロジェクトを構築する。
- ④ 研究成果を広く地域社会に公開するために、公開講座、出張講義などを実施する。
- ⑤ 地域社会に研究成果等を公表する方法を検討する。
- ⑥ 知的財産権を保護するためのシステムを構築する。

4 社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 地域交流の拠点づくり

- ① 地域交流センターの組織を充実し、企画・運営力を高めるため、センター員の増員と資質向上を図る方策を検討する。
- ② 県民の健康への関心を高め、実践活動を活性化するため、県内各地域で活動する種々のグループ・団体・行政等とのネットワークを構築する。
- ③ 地域社会における保健医療福祉分野の課題解決に向けて活動していくため、関

係機関と連携・協働できる体制を検討する。

(2) 県内保健医療職への貢献

- ① 県内保健医療職のキャリアアップに資する研修企画や講師派遣、相談支援を行う。
- ② 行政・職能団体・保健医療機関等が行う保健医療分野の専門職を対象とした研修の企画立案に参画する。
- ③ 大学における教育・研究活動の成果や看護・臨床検査に関する最新の動向や知識・技術等について、積極的に情報発信する。

(3) 地域住民への貢献

- ① 学生と地域住民との交流を支援し、地域の人材を教育に活用する仕組みを整えることを検討する。
- ② 特別講演等、大学における教育活動の一部を地域住民や学生保護者、卒業生にも公開し、参加を推奨する。
- ③ 社会のニーズに即した公開講座・出張講座等を企画実施する。
- ④ 地域住民の学習や健康づくりに資するため、地域交流センター・体育館・運動場・図書館等の施設開放や備品等の貸出しについて検討する。

【数値目標】	○県内保健医療職の研修会への講師派遣	年間	70件以上
	○公開講座、出張講座等の開催回数	年間	5回以上

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 理事長を中心とする機動的な運営体制の確立

- ① 理事会、経営審議会、教育研究審議会及び教授会の所管事項と権限を明確にし、各組織が連携・協働のもと、理事長（学長）が、迅速に責任ある意思決定を行える体制を整備する。
- ② 学部長や事務局長など各執行組織責任者の所管事項及び権限を明確にし、主体的、効率的に組織内の業務が執行できる体制を整備する。
- ③ 大学内に設置する各種委員会は、必要性や効率性の観点から、適宜、整理統合、権限の明確化、会議の効率化などの見直しを行い、実効性ある運営を図る。
- ④ 教員と事務職員が、一体となって大学運営の効率化や教育研究の充実に取り組むべく、それぞれの専門性や創意工夫を互いの業務に生かせるよう、連携協力関係の強化を図る。
- ⑤ 予算、人員などの経営資源を、大学の優先課題や緊急課題などに重点的かつ弾

力的に配分できるシステムを構築し、法人化のメリットを生かした戦略的、機動的な運営を図る。

(2) 地域に開かれた大学づくり

- ① 学外の有識者や専門家を理事や審議機関の委員へ登用し、大学運営に外部の意見を反映させる。
- ② 学生や地域住民をはじめ広く県民からの意見・提案を大学運営に生かせる制度を整備する。
- ③ 学外での教員の地域貢献活動を積極的に支援するため、新たに兼業・兼職の承認基準を設け、柔軟に運用する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 教育研究組織の見直し

教育研究組織の業績や社会のニーズ等を検証し、必要に応じて教育研究組織の見直しを行う。

(2) 助産学専攻科の開設（再掲）

看護学科における助産師養成教育については、実践力および専門性の強化を図るため、現在の4年間の学部教育の中での養成を廃止し、新たに助産学専攻科の開設を目指す。 【平成24年度開設を目標】（再掲）

3 人事の適正化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 弾力的な人事制度の構築

- ① 職員の採用及び配置は、大学規模に見合った適正な定員管理のもと、教育研究や業務の専門性、年齢構成のバランスを考慮し、計画的かつ弾力的に行う。
- ② 教員の採用は、公平性、客観性を確保するため、原則公募制とし、明確な選考基準により行う。
- ③ 事務職員は、当面、県からの派遣職員で対応しつつ、計画的に法人プロパー職員の採用を進め、法人経営や大学事務に精通した、高い専門性を備えた職員の確保、育成を図る。【平成24年度採用を目標】
- ④ 雇用・勤務形態については、職務や勤務の特性に応じて、任期制や年俸制、裁量労働制などの制度を導入又は検討する。
- ⑤ 教職員の資質の向上及び組織の活性化を図るため、外部機関の研修への参加、他大学等との人事交流を検討する。
- ⑥ 教育研究の活性化や地域貢献活動を促進するため、兼職・兼業について、許可基準の緩和及び手続きの簡素化を図る。

(2) 業績評価制度の構築

- ① 教員の評価は、教育研究、社会貢献及び組織運営など多面的な視点から行うものとし、学科や役職など業務特性に応じた評価項目、評価基準を設定するなど、適正な業績評価が可能な制度を構築する。

なお、制度の円滑な構築を図るため、理事長の権限による検討組織を設置する。

【平成23年度構築を目標】

- ② プロパーの事務職員については、愛媛県の人事評価制度を参考に、本人の意欲や能力の向上に資する業績評価制度を構築する。 **【平成24年度構築を目標】**
- ③ 評価に当たっては、評価項目や評価基準を明確にするとともに、複数の評価者で行うなど、評価を受ける者が評価結果を信頼し、納得できる、公平性、客観性の高い制度とする。
- ④ 評価結果は、各教職員へフィードバックし、業務の改善に役立てる。また、意欲向上の観点から、研究費の配分や昇任、昇給などの人事・給与制度と連動させ、処遇に反映させるシステムを検討する。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 事務処理の改善

事務処理について、事務の整理統合や業務マニュアルの作成、決裁手続の簡素化など、適宜改善を行い、効率化、合理化に努める。

(2) 業務の外部委託等

施設管理などの定型的業務や専門的業務について、外部委託や臨時職員等の活用により合理化を図る。

(3) 事務組織の見直し

事務組織について、適宜見直しを行い、業務の平準化、集約化に努め、効率的な事務処理体制を確立する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 外部資金等の獲得

- ① 外部研究資金の獲得を支援するため、各種助成金の公募情報の提供や申請手続等の支援を行うとともに、間接経費を適正に管理・執行するための体制を整備する。
- ② 外部研究資金の獲得を促進するため、各教員の獲得状況に応じて、教育研究費の配分や業績評価に反映するシステムを検討する。
- ③ 地域の研究ニーズの把握や、大学研究内容のPRを行い、民間企業等との共同

研究や受託研究、奨学寄附金の獲得に努める。

【数値目標】 ○文部科学省・日本学術振興会の科学研究費補助金等について（再掲）

教員の申請率	80%以上
採択件数	新規・継続合せて6年間で40件
	毎年度新規採択 3～5件

(2) 収入源の拡充

- ① 学外者の大学施設の利用や公開講座の受講について、受益者負担の観点から適切な額を設定のうえ有料とするなど、収入源の拡充に努める。
- ② 授業料等学生納付金は、本学の設置目的、他大学の動向や社会情勢などを勘案し、適切な金額を設定するとともに、滞納等の防止策を図り、確実に収納する。

2 経費の効率的、効果的な執行に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 管理経費の効率的、効果的な執行

- ① 教職員全員が、コスト意識を持って、業務の改善、見直しに取り組む。
- ② 施設管理などの定型的業務や専門的業務について、外部委託や臨時職員等の活用により合理化を図る。（再掲）
- ③ 複数年契約や一括発注など、契約方法、購入方法を見直し、経費の効率化を図る。
- ④ 予算の執行に当たっては、常に創意工夫をこらし、重点的かつ効率的な運用に努める。

(2) 人件費の効率的、効果的な執行

適正な定員管理のもと、組織運営の合理化や非常勤教職員も含めた人員配置の見直し等を行い、人件費の効率的、効果的な執行に努める。

3 資産の管理運用に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 資産の管理体制の整備

- ① 定期的に資産状況を点検し、適切に運用管理を行う体制を整備する。
- ② 経営的視点から、収益性も踏まえた、資産の有効活用策を検討する。

(2) 資金の適正な運用管理

資金の運用管理は、安全性、安定性に十分に考慮し、適正かつ効果的な手法により行う。

第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するため

にとるべき措置

1 自己点検・評価の実施に関する目標を達成するためにとるべき措置

- (1) 自己点検・評価の実施体制を整備するとともに、点検・評価の項目や手法について継続的に見直し、改善を図る。
- (2) 評価結果は、ホームページ等により学内外に公表し、県民や学生等から多様な意見を聴くとともに、改善・改革すべき課題については、計画的に取り組む。

2 大学に関する情報の積極的な公開に関する目標を達成するためにとるべき措置

- (1) 愛媛県情報公開条例及び愛媛県個人情報保護条例に基づき、情報の公開請求に対して適切に対応する。
- (2) 教育研究成果、財務運営状況および学内行事等については、大学のホームページ、広報紙、同窓会誌等により、県民、学生等広く社会に公開する。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 施設設備の有効活用

施設設備は、適切な維持管理のもと、定期的に利用状況を調査・点検し、利用の促進に努めるとともに、大学運営に支障のない範囲での学外者への有償利用などの活用策を検討する。

(2) 施設設備の計画的整備

施設設備の整備は、安全面や障害者の利用に十分配慮し、優先順位を見極めたうえで、計画的に行う。

2 安全管理に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 安全衛生管理及び危機管理への体制整備

- ① 労働安全衛生法その他の関係法令等に基づく安全衛生管理体制を整備する。
- ② 災害や事故、犯罪等に対する危機管理体制を整備する。
- ③ 教職員や学生に対する安全衛生教育、防災訓練や防犯訓練等を定期的実施する。
- ④ 実験設備や器具、危険物等の管理及び使用に関する規程等を整備し、事故等の防止に努める。

(2) 情報管理体制の整備

情報セキュリティポリシーを策定し、情報管理体制を整備するとともに、教職員及び学生に対する情報セキュリティ教育を徹底する。

3 人権に関する目標を達するためにとるべき措置

(1) 人権意識の向上

学生及び教職員を対象に人権に関する意識啓発や研修会等を継続的に実施し、人権意識の向上を図る。

(2) 各種ハラスメント行為の防止等

各種ハラスメント行為の防止及び対応のための体制について拡充を図る。

第7 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成22年度～平成27年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3, 7 9 6
自己収入	1, 3 2 0
入学金及び授業料等収入	1, 3 0 3
雑収入	1 7
受託研究と収入	3 3
計	5, 1 4 9
支出	
教育研究費	2 9 2
人件費	4, 2 6 0
管理費	5 6 4
受託研究等経費	3 3
計	5, 1 4 9

（人件費の見積り）

- 22年度以降の人件費の見積りについては、21年度の人件費見積額に教員定数に基づく教職員数を踏まえ、役員の報酬及び職員の給料・諸手当等に相当する費用を試算したものであり、定期昇給、ベースアップ等は含まない。
- 愛媛県からの派遣職員を除く職員の退職手当については、公立学校法人愛媛県立医療技術大学職員退職手当規程（ならびに公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員退職手当規程）に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。（上記運営費交付金の額には含まれていない。）

（運営費交付金の算定方法）

運営費交付金＝（人件費＋管理費＋教育研究費）－自己収入

運営費交付金は、平成21年度予算額を基準として積み上げた額をベースとして、一定の仮定の下に試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については、県の予算編成過程において決定される。

2 収支計画（平成22年度～平成27年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	5, 1 5 4
經常費用	5, 1 5 4
業務費	4, 5 7 4
教育研究費	2 8 1
受託研究等経費	6
寄付金経費	2 7
役員人件費	9 1
教員人件費	3, 3 8 4
職員人件費	7 8 5
一般管理費	5 6 4
財務費用	
雑損	
減価償却費	1 6
臨時損失	
収益の部	5, 1 5 4
經常収益	5, 1 5 4
運営費交付金	3, 7 8 5
授業料収益	1, 0 7 2
入学料収益	1 8 3
選考料収益	4 8
受託研究等収益	3 3
雑益	1 7
資産見返運営費交付金戻入	
資産見返物品受贈額戻入	1 6
臨時収益	
純利益	—
総利益	—

3 資金計画（平成22年度～平成27年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	5, 149
業務活動による支出	5, 149
投資活動による支出	
財務活動による支出	
次期中期目標期間への繰越	—
資金収入	5, 149
業務活動による収入	5, 149
運営費交付金による収入	3, 796
授業料及び入学料等による収入	1, 303
受託研究等による収入	33
その他の収入	17
投資活動による収入	
財務活動による収入	
前期中期目標期間よりの繰越金	—

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円（事業年度の年間運営費の概ね1月相当額程度）

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

第11 県の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

なし

(注) 中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設及び設備の整備や老朽度合等を勘案した施設及び設備の改修等が追加されることがある。

2 人事に関する計画

第3の3「人事の適正化に関する目標を達成するためにとるべき措置」に記載のとおり

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし